

議案第12号

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（平成18年渋川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

19 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間においては、第2条第1号の規定による市長の給料月額は、783,000円と、同条第2号の規定による副市長の給料月額は、698,000円とする。ただし、第4条第2項に規定する期末手当の額の算出に当たっては、これを適用しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

市長及び副市長の給料について、厳しい財政状況下であることから、減額を行うため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～18 (略) <u>19 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間においては、第2条第1号の規定による市長の給料月額は、783,000円と、同条第2号の規定による副市長の給料月額は、698,000円とする。ただし、第4条第2項に規定する期末手当の額の算出に当たっては、これを適用しない。</u></p>	<p>附 則 1～18 (略)</p>